

静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1338

#### 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第5条の4</b> 給与条例第20条第5項等の管理又は監督の地位にある職員は、次の各号に掲げる職員（休職にされている職員のうち、給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項に該当する職員以外の職員並びに外国機関等派遣職員を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（4号給以下の号給を受ける職員を除く。）</p>	<p><b>第5条の4</b> 給与条例第20条第5項等の管理又は監督の地位にある職員は、次の各号に掲げる職員（休職にされている職員のうち、給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項に該当する職員以外の職員並びに外国機関等派遣職員を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（4号給以下の号給を受ける職員を除く。）</p>
<p>2 (略)</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p>	<p>2 (略)</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p>
<p><b>第14条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の315</u>（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の375</u>、<u>任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員</u>にあつては<u>100分の262.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の</u></p>	<p><b>第14条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の322.5</u>（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の382.5</u>、<u>特定任期付職員</u>にあつては<u>100分の270</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の</u></p>

150 (特定幹部職員にあつては、100 分の  
180)

157.5 (特定幹部職員にあつては、100分の  
187.5)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。